

平成19年3月26日

条例第18号

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長及び書記を置く。

2 事務局の職員は、議長が任免する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 議会の権限に属する事項中広域連合長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条で準用する第180条第1項の規定により、広域連合長において専決処分にすることができる事項について、次のとおり指定する。

- (1) 1件600万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額の決定
- (2) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の1割以内の金額に係る変更契約を締結すること。